

選択的夫婦別姓制度の法制化の実現に関する意見書（案）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど、様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権や憲法に関わる問題であり、国際社会からも女性差別撤廃条約や自由権規約に反するとの指摘を受けている。とりわけ、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、平成15年7月以降4回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告しているところである。

政府は、旧姓の通称使用拡大の取組を進めているが、旧姓の通称使用を拡大しても、例えば金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難を避けられないなどの限界がある。内閣府も、令和3年9月30日開催の男女共同参画会議第3回計画実行・監視専門調査会配布資料において、7項目に及ぶ旧姓の通称使用の限界についてまとめている。また、経済団体・労働団体等の各種団体からも、旧姓の通称使用は企業にとってもビジネス上のリスクであるなどの意見が述べられている。さらに、令和6年に日本経済団体連合会が会員企業の女性役員を対象に行った調査でも、旧姓の通称使用が可能な場合でも、「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」と回答した者の割合が88%に上っている。

この問題の根本的な解決のためには、国会で夫婦の姓に関する制度の在り方について議論し判断される必要がある。法務大臣の諮問機関である法制審議会において、選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部を改正する法律案要綱が答申されてから、既に四半世紀以上が経過している。

令和7年6月22日に閉会した第217回通常国会において、28年ぶりに選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法の改正案が審議されたものの、継続審議となった。選択的夫婦別姓制度が法制化された場合、婚姻届を提出する事実婚当事者が約58万7,000人いるとの推計もあり、早期に国会において議論

を進める必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、多様性が尊重される社会、男女平等参画社会を実現する観点から、選択的夫婦別姓制度の法制化を実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

東京都議会議長 増 子 博 樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		